

標準委員会 発電炉専門部会  
リスク情報活用ガイドライン分科会  
第5回 (P12SC5) 議事録

日時 2007年6月21日 (水) 13:30 ~ 17:20

場所 日本原子力技術協会 A・B会議室

出席者 今井 (東電)、植田 (電中研)、大山 (原技協)、笠井 (原技協)、川邊 (保安院)、  
倉本 (NEL)、栗坂 (JAEA)、黒岩 (MHI)、小島 (CSD)、関根 (JNFL)、  
成宮 (関電)、橋本 (東芝)、久持 (日立)、平野 (JAEA)、福田 (JNES)、藤本 (JNES)、  
村松 (JAEA)、門谷 (原電)、山口 (阪大)、米山 (TEPSYS)

常時参加者 日高 (原安委)、村山 (関電)、西岡 (四電)、廣川 (TEPSYS)、  
藤田 (中電CTI)、落合 (MRI)、杉山 (MRI)

(敬省略)

配付資料

P12SC5-1 標準委員会 発電炉専門部会 リスク情報活用ガイドライン分科会  
第4回 (P12SC4) 議事録 (案)

P12SC5-2-1 リスク情報活用ガイドライン (ドラフト)

P12SC5-2-2 許容基準説明資料

P12SC5-2-3 ALARAに関する規定について

P12SC5-3 リスク情報活用ガイドライン分科会におけるオンラインメンテナンス (OLM) の議論について

議事及び主な質疑応答

(1) 出席者確認

大山幹事より出席者数を確認し全委員数22名のうち17名が出席しているため、本分科会の定足数を満たすことが確認された。

(2) 資料確認

議事次第に基づき配布資料の確認を行なった。

(3) 人事について

常時参加者の岩田氏 (TEPSYS) が辞退され、新たに廣川氏 (TEPSYS) から参加希望があり承認された。

委員として新たに米山氏 (TEPSYS) の参加が提案され、当分科会として発電炉専門部会に推薦することが承認された。

大山幹事から委員辞退の申し出があり、主査・副主査の協議による指名により成宮委員が当分科会の幹事を引き継ぐこととなった。

(4) 前回議事録案の説明

大山幹事より資料P12SC5-1を使用して前回議事録案について説明があり承認された。

(5) リスク情報活用ガイドライン案ドラフトの概要

大山幹事より、資料P12SC5-2-1を使用して、リスク情報活用ガイドライン案ドラフトの概要について説明があった。

全体的な記載方法は今後JISなどを確認しながら修正していくと共に、L1-PSA標準でのいくつかのコメントを確認し、関連がある部分はこのガイドラインにも反映することがよいということが確認された。仕様規定化についても今後議論することを確認した。

#### (6) 深層防護の概要

黒岩委員より、資料P12SC5-2-1を使用して、リスク情報活用ガイドライン案ドラフトでの深層防護の記載内容について説明があった。

本文と解説を両方含めても仕様規定に足るものであるのか否かが議論され、解説も含めてもう少し充実した記載にする必要があることが確認された。

#### (7) 安全余裕の概要

久持委員より、資料P12SC5-2-1を使用して、リスク情報活用ガイドライン案ドラフトでの安全余裕の記載内容について説明があった。

解説に記載のある、例をもう少し理解し易く記載する必要があることが確認された。

#### (8) 許容基準の概要

米山委員より、資料P12SC5-2-1と資料P12SC5-2-2により、リスク情報活用ガイドライン案ドラフトでのリスクの許容基準の記載内容について説明があった。

一時的な増加に関する指標としては、ICCDPなどに限定されるものではなく、その他の方法も排除しない記載にする必要があることが確認された。

また、リスクが有意に増加しないことを議論する出発点は、公衆のリスクを出発点として考えているものか（絶対値基準）、プラント固有のリスク（相対値）を出発点として考えているものかももう少し議論が必要である旨確認された。

#### (9) ALARAの概要

橋本委員より、資料P12SC5-2-1と資料P12SC5-2-3により、リスク情報活用ガイドライン案ドラフトでのALARAの概要について説明があった。

このガイドラインにおける「補償措置」の定義は、保安院の基本ガイドラインに基づくが、基本ガイドラインには用語として定義されていないことから、文面より解釈した。基本ガイドラインより補償措置はリスク評価に必ず反映すべしとも読めるので、まずは定量評価できるALARA対策を補償措置と定義したことを確認した。

#### (10) OLMの扱いについて

今井委員より、資料P12SC5-3により、リスク情報活用ガイドラインでのOLMの扱いに関する方針について提案があった。

本ガイドラインでは適用範囲を特に限定しないため、当初議論を明確化するために想定した3つの適用分野である、AOT変更、重要度分類、コンフィギュレーションリスクマネジメントも含め、OLMについても解説に例の一つとして記載することを確認した。

#### (11) 今後の対応と次回日程

ガイドライン案に対するコメントは、今後2週間（7月5日まで）でメールにより新旧幹事宛て送付する

こととなった。コメントではガイドライン全般に関するものか、個々の文案に関するものかできるだけ整理した形でお願いすることになった。

また、もう少し記載内容が充実したら、今後タイミングを考えてどの程度の仕様規定とするか規制側との意見交換なども進めていくことも必要であることが確認された。

大山幹事より、8月の発電炉専門部会にガイドライン本文案を中間報告する方針が紹介された。次回（第6回目）は、8月2日(木)13：30～(原技協において)とした。

以上